

静岡大学未来創成基金への寄附に対する謝意の表明に関する取扱い

(趣旨)

第1条 この取扱いは、静岡大学未来創成基金規則第8条に基づき、静岡大学未来創成基金（特定基金を除く。）への寄附に対する謝意の表明（以下「謝意の表明」という。）に関し、必要な事項を定める。

(謝意の表明)

第2条 謝意の表明は、次のとおりとする。ただし、寄附者が辞退した場合は、この限りではない。

- (1) 静岡大学広報誌の送付 1回の寄附につき原則2回
- (2) 静岡大学（以下「本学」という。）のウェブサイト及び静岡大学広報誌への芳名の掲載 1回
- (3) 寄附金額に応じて、別表第1に定める特典の付与

(寄附金額)

第3条 前条第3号の寄附金額は、累積金額とする。

(特典の付与)

第4条 第2条第3号の特典の付与は、学長が行う。

- 2 感謝状及び記念品の贈呈は、寄附者の希望に基づき、静岡キャンパス若しくは浜松キャンパスにおける贈呈式、学長の寄附者への訪問又は郵送により行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、訪問は、原則として寄附者の居住地又は所在地が静岡県内の場合に行う。

(経費の負担)

第5条 第2条の謝意の表明及び前条第2項の贈呈式に要する経費（寄附者の旅費を含む。）については、本学が負担する。

附 則

この取扱いは、平成26年9月10日から実施する。

別表第1（第2条関係）

区 分	寄 附 金 額	特 典
個人	10万円以上50万円未満	芳名板の静岡キャンパス及び浜松キャンパスでの掲示 1回
	50万円以上500万円未満	上記に加え、感謝状及び記念品の贈呈 1回
	500万円以上	上記に加え、大学の催し物へのご招待 1回
法人及び団体	200万円以上500万円未満	芳名板の静岡キャンパス及び浜松キャンパスでの掲示 1回
	500万円以上1,000万円未満	上記に加え、感謝状及び記念品の贈呈 1回
	1,000万円以上	上記に加え、大学の催し物へのご招待 1回

備考 同一の寄附者による複数回の寄附があった場合、過去に付与されている特典については原則として再度付与しないものとする。